

盛岡市観光審議会開催のお知らせ

令和6年度第3回盛岡市観光審議会を次のとおり開催します。

令和7年1月20日

盛岡市観光審議会

1 開催日時

令和7年2月18日（火）午前10時開始

2 開催場所

〒020-0871 盛岡市中ノ橋通一丁目1-10
プラザおでって3階 大会議室

3 議題

- (1) 盛岡市観光推進計画策定に係るパブリックコメントの実施結果について
- (2) 盛岡市観光推進計画（案）について
- (3) その他

4 傍聴定員

5人

5 傍聴の可否及び手続

- (1) この会議は、傍聴することができます。
- (2) 傍聴を希望する方は、当日会場で受付を行いますので、午前9時45分までに会場においでください。なお、開催時刻以降は、入室できない場合があります。
- (3) 傍聴を希望する方が多い場合は先着順に傍聴者を決定します。

6 問い合わせ先

盛岡市交流推進部観光課 観光企画係
電話番号 019-626-7539

傍 聴 要 領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第受付を終了します。
- (3) 開会予定時刻を過ぎた場合は、入室できません。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴に際し守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対し公然と意見を表明しないでください。
- (2) 騒ぎ立てるなどして、議事の進行を妨げないでください。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないでください。
- (4) 許可を得ないで、会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の妨げとなる行為を行わないでください。